

交野市新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通等緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 公共交通は、通勤・通学・買い物等の外出手段として、市民の日常生活に欠かせないものである。また、福祉有償運送も同様に、要介護認定を有する高齢者や障がい者手帳を所持する障がい者の外出手段として、日常生活に欠かせない公共性を有するものである。

とりわけ、路線バス・タクシーは、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大時から、国や大阪府の休業要請事業者には該当せず、公共交通としての社会的責務を果たし、また、同様に福祉有償運送も公共性があるとして、高齢者等に対してその役割を果たしている。

そのような中でも乗務員等を含め、利用者の安全・安心を守るため、車内の衛生的な環境確保に必要な対策を講じ、感染症の感染拡大を防止に努めている。そのため、市内の路線バス及びタクシー事業者並びに福祉有償運送事業者を対象に、感染症の感染拡大防止対策に係る費用に対して、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、交野市補助金交付規則及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 福祉有償運送事業者とは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送を行う者をいう。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の対象者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 市内に営業所（福祉有償運送事業者にあっては事務所）（以下「営業所等」という。）を置く、路線バス及びタクシー事業者（介護タクシー含む）並びに福祉有償運送事業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でない者

(支援金の対象及び支援額)

第4条 支援金の対象は、感染症の感染拡大の防止に資する物品の購入や、消毒作業等に要する費用とする。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和2年4月7日）前に感染拡大の防止を講じた車両に対しても支援金の対象とする。ただし、他の公共機関等から既に支援金を受けた場合は、当該制度を利用できない。

- 2 支援金の額は、路線バス及びタクシー事業者並びに福祉有償運送事業者が、市内の営業所等に保有する車両等の感染拡大の防止対策を講じた車両数に2万円を乗じて得た額を営業所等の上限額とする。
- 3 支援金の交付は、同一事業者につき1回を限度とする。

(支援金の交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交野市新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通等緊急対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市が定める期間内に市長へ提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書その他、以下に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 交野市新型コロナウイルス感染症拡大の防止に資する物品購入や消毒作業等に要した領収書の写しや車内画像等
- (2) 営業所等の所在地が分かる謄本又は許可書若しくはパンフレット等
- (3) 営業所等の車両数が確認できる書類（車両番号を記した一覧表等）
- (4) 申請書に記載された振込先が確認できる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 前項の規定に基づく申請書が提出されたときは、市は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて本店等の現地調査をふまえ、支援金の可否を決定したときは、速やかに、交野市新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通等緊急対策支援金交付決定通知書（様式第2-1号若しくは様式第2-2号）又は交野市新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通等緊急対策支援金不交付決定通知書（様式第3-1号若しくは様式第3-2号）を通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を行った場合には、交付決定を行った日から30日以内に支援金を交付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により、申請を取り下げ場合は、交野市新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通等緊急対策支援金交付申請書兼請求取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき
- (2) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当したとき
- (3) この要綱に違反したとき
- (4) その他市長が不適正と認めるとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消を行ったときは、その旨を交野市新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通等緊急対策支援金取消通知書（様式第5-1号若しくは様式第5-2号）により通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、第8条の規定による申請の取り下げが行われたとき、又は前条の規定による交付決定の取消しが行われた場合で、既に支援金を受けた者に対して、交野市新型コロナウイルス感染

症に伴う公共交通等緊急対策支援金返還通知書（様式第 6-1 号若しくは様式第 6-2 号）により、
期限を決めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 12 月 28 日をもって廃止する。